

湖山病院訪問看護ステーション運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人社団緑愛会が運営する湖山病院訪問看護ステーションが行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業の適正な運営を確保する為、人員及び管理運営に関する事項を定め、湖山病院訪問看護ステーションの看護職員及びその他従業員が要介護状態又は要支援状態にあつて主治医が訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

（運営方針）

- 第2条 指定訪問看護の提供に当たり湖山病院訪問看護ステーションの看護職員は、要介護者の心身の特性を踏まえて全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- （2） 指定介護予防訪問看護の提供に当たり湖山病院訪問看護ステーションの看護職者は、要支援者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことが出来るよう、その療養生活を支援するとともに利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- （3） 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業者の概要）

第3条 事業を行う事業所の名称・所在地等は次のとおりとする。

事業所名称	湖山病院訪問看護ステーション
事業所所在	〒999-0145 山形県東置賜郡川西町大字下奥田 3796 番地 20 号
事業所連絡先	電話 0238-42-2071 F A X 0238-46-3012
サテライト営業所名称	湖山病院訪問看護ステーション山形営業所
サテライト営業所所在	〒990-2421 山形県山形市上桜田五丁目 1 番 1 号
サテライト営業所連絡先	電話 023-615-1123 F A X 023-625-1126
サテライト営業所名称	湖山病院訪問看護ステーション米沢営業所
サテライト営業所所在	〒992-0042 山形県米沢市塩井町塩野 1482 番地の 4
サテライト営業所連絡先	電話 0238-42-2071 F A X 0238-46-3012
指 定 番 号	介護保険事業者番号 0 6 6 2 6 9 0 0 3 1 健康保険事業所番号 2 6 9 0 0 3 1
管 理 者	石川 容子

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 当事業所の職員体制、職務内容は次のとおりとする。

職 名	資 格	常勤	非常勤	備 考
管理者	看護師	1		看護業務と兼務
看護師	看護師	6	2	看護業務
准看護師	准看護師	1		看護業務
理学療法士	理学療法士	7		リハビリテーション業務
作業療法士	作業療法士	1		リハビリテーション業務

- (2) 管理者は、湖山病院訪問看護ステーションの従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともにサービスの提供に当たる。
- (3) 看護職員は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む）を作成し、サービスの提供に当たる。又、理学療法士及び作業療法士は在宅におけるリハビリテーションを担当し、サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 湖山病院訪問看護ステーションの営業日、営業時間は、次のとおりとする。

- ・営業日 月曜日～金曜日（土曜日、日曜日、12/30～1/3は休み）
- ・営業時間 午前8:30～午後5:30

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ① 病状・傷害の観察 | ⑥ ターミナルケア |
| ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 | ⑦ 認知症患者の看護 |
| ③ 食事及び排泄等の日常生活の世話 | ⑧ 療養生活や介護方法の指導 |
| ④ 褥瘡の予防・処置 | ⑨ カテーテル等の管理 |
| ⑤ リハビリテーション | ⑩ その他医師の指示による医療処置 |

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準により介護保険適用者は介護保険負担割合証に記載されている負担割合に基づいた負担額とし、医療保険適用者は医療保険法に基づいた負担額とする。

- (2) 料金は月毎の合計金額を徴収する。
- (3) 正当な理由なく訪問看護サービスを中止した場合は、キャンセルした時期に応じてキャンセル料を徴収する。但し、利用者の病状の急変など、緊急やむ得ない事情がある場合は無料とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

事業所名称	実施地域
湖山病院訪問看護ステーション	南陽市、長井市、川西町
湖山病院訪問看護ステーション山形営業所	山形市
湖山病院訪問看護ステーション米沢営業所	米沢市、川西町

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は、訪問サービスの実施中に、利用者の容態の急変、その他緊急の事態が生じた時は、必要に応じ臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行う。

(虐待防止のための措置)

第10条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともにその結果について従業者に周知徹底を図る。
 - ② 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
 - ③ 事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - ④ ①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(業務継続計画の策定)

第11条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(衛生管理等)

第12条 事業者は、従事者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。また、事業所において感染症が発生、又はまん延しないように、以下の措置を講じる。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 事業所の従業者であった者の退職後も、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべく、看護師及びその他従業者との雇用契約の内容にその旨を含む。
- 3 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人社団緑愛会と湖山病院訪問看護ステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(記録の整備)

第14条 利用者に対する指定訪問看護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間を保存期間とする。尚、保存する文書は次の通りとする。

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| ① 訪問看護指示書 | ⑤ 市町村への通知に関する記録 |
| ② 訪問看護計画書 | ⑥ 苦情の内容等の記録 |
| ③ 訪問看護報告書 | ⑦ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 |
| ④ 訪問看護記録書 | |

附 則

施 行	平成19年4月1日
改 訂	平成20年6月19日
改 訂	平成20年10月1日
改 訂	平成22年5月1日
改 訂	平成22年7月1日
改 訂	平成24年4月1日
改 訂	平成25年4月1日
改 訂	平成25年6月1日
改 訂	平成26年5月1日
改 訂	平成27年5月1日
改 訂	平成28年4月1日
改 訂	平成29年4月1日
改 訂	平成29年5月1日
改 訂	平成29年6月1日
改 訂	平成30年4月1日
改 訂	平成30年6月21日
改 訂	平成30年8月1日
改 訂	平成30年10月1日
改 訂	平成31年1月1日
改 訂	平成31年1月21日
改 訂	平成31年4月1日
改 訂	令和2年1月6日
改 訂	令和2年4月1日
改 訂	令和3年4月1日
改 訂	令和3年5月21日
改 訂	令和5年4月1日
改 訂	令和6年4月1日
改 訂	令和6年6月1日
改 訂	令和7年5月1日